注釈２　タイ王国については、この章の規定は、適当な場合には、同国の法令及び国内政策に従って、保護のため権限のある当局によって書面により個別に承認された対象投資財産について適用する。

注釈３　カンボジア王国及びベトナム社会主義共和国については、「許可された」とは、「場合に応じて、個別に登録され、又は書面により承認された」ことをいう。

(b)　「自由利用可能通貨」とは、ＩＭＦがＩＭＦ協定（その改正を含む。）に基づいて自由利用可能通貨として指定する通貨をいう。

(c)　「投資財産」とは、投資家が所有し、又は支配する全ての種類の資産であって、投資としての性質（例えば、資本その他の資源の約束、収益若しくは利得についての期待又は危険の負担）を有するものをいい、次のものを含む。

(i)　動産及び不動産、他の有体財産及び無体財産並びに賃借権、抵当権、先取特権、質権その他の関連する財産権

(ii)　株式、出資その他の形態の法人の持分及び債券、社債、貸付金その他の債務証書（これらのものから派生する権利又は生ずる利益を含む。）

(iii)　投資が行われる締約国の領域において当該締約国の法令により与えられる知的財産権（適当な場合には、著作権及び関連する権利、特許権並びに実用新案、商標、意匠、集積回路の回路配置、植物の新品種、営業用の名称、原産地表示又は地理的表示及び開示されていない情報に関する権利を含む。）及びのれん

(iv)　契約（完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約を含む。）に基づく権利

(v)　法令又は契約によって与えられる権利（例えば、特許、免許、承認、許可。天然資源の探査及び採掘のための権利を含む。）

(vi)　金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権。ただし、「投資財産」には、次のもののみから生ずる金銭債権を含まない。

(A)　締約国の領域内の自然人又は法人による他の締約国の領域内の自然人又は法人に対する物品又はサービスの販売のための商事契約

(B)　貿易金融等の商業取引に関連する信用の供与

「投資財産」には、また、投資財産から生じ、又は派生する収益、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料を含む。投資される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。

注釈　「投資財産」には、司法上又は行政上の措置として下される命令又は決定を含まない。

(d)　「締約国の投資家」とは、次の者であって、他の締約国の領域において投資を行おうとし、行っており、又は既に行ったものをいう。

(i)　締約国の自然人

(ii)　締約国の法人

注釈　全締約国は、投資を「行おうとし」ている締約国の投資家とは、通知又は承認の手続（適当な場合には、投資を行うための手続であって、当該投資家に対し投資財産を設立することを認める許可又は免許のためのもの）を開始する積極的な措置をとった締約国の投資家をいうものと了解する。

(e)　「締約国の法人」とは、営利目的であるか否かを問わず、また、民間の所有であるか政府の所有であるかを問わず、締約国の関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織される法定の事業体（社団、信託、組合、個人企業、合弁企業並びに他の団体及び組織を含む。）をいう。

(f)　「措置」とは、投資家又は投資財産に影響を及ぼすあらゆる措置（法令、規則、手続、決定、行政上の行為その他のいずれの形式であるかを問わない。）をいう。

(g)　「締約国による措置」とは、次の措置をいう。

(i)　締約国の中央、地域又は地方の政府及び機関が採用し、又は維持する措置

(ii)　非政府機関が、締約国の中央、地域又は地方の政府又は機関によって委任された権限を行使するに当たって採用し、又は維持する措置

(h)　(d)の規定の適用上、「締約国の自然人」とは、締約国の法律の下で次のいずれかの要件を満たす自然人をいう。

(i)　当該締約国の国民又は市民であること。

(ii)　当該締約国に永住する権利を有すること。ただし、当該締約国及び他の締約国の双方が永住者を承認し、かつ、投資財産に影響を及ぼす措置に関してそれぞれの国民に与える待遇と実質的に同一の待遇をそれぞれの永住者に与える場合に限る。

第五十一・三条　内国民待遇

各締約国は、自国の領域における投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営及び売却その他の処分に関し、他の締約国の投資家及びその対象投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

注釈　この条の規定の適用については、第五十一・二十三条の規定に従う。

第五十一・四条　一般的待遇

1　各締約国は、対象投資財産に対し、国際慣習法に従い、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を与える。

2　「公正かつ衡平な待遇」及び「十分な保護及び保障」の概念は、1に規定する国際慣習法上求められる待遇以上の待遇を与えることを求めるものではなく、また、追加の実質的な権利を創設するものではない。

3　全締約国は、次のことを了解する。

(a)　「公正かつ衡平な待遇」の要件により、各締約国が、正当な法の手続の原則に従い法律上又は行政上の手続における裁判を行うことを拒否しないことを義務付けられること。

(b)　「十分な保護及び保障」の要件により、各締約国が、対象投資財産の保護及び保障を確保するために合理的に必要とされる措置をとることを義務付けられること。

4　この章の他の規定又は他の国際協定に対する違反があった旨の決定が行われることは、この条の規定に対する違反があったことを証明するものではない。

第五十一・五条　特定措置の履行要求の禁止

1　いずれの締約国も、自国の領域における他の締約国の投資家の投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営及び売却その他の処分の条件として、次の要求を課し、又は強制してはならない。

(a)　一定の水準又は割合の物品を輸出すること。

(b)　一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。

(c)　自国の領域において生産された物品を購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の領域内の者若しくは他の事業体から物品を購入すること。

(d)　輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と関連付けること。

(e)　当該投資家の投資財産により生産され、又は提供される物品の自国の領域における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と関連付けることにより制限すること。